（農林中央金庫法施行令の一部改正）

第十一条　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び第六項」を削り、「子会社（法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。次条第一項第一号において同じ。）」を「合算子法人等又は合算関連法人等」に、「第八項及び第九項」を「農林中央金庫の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項第四号及び第十項第五号」に改め、同項第一号イ中「子会社」を「合算子法人等」に改め、同号ロ中「子会社とする会社」を「合算子法人等とする法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条並びに次条第二項及び第三項において同じ。）及び当該法人等に準ずる者として主務省令で定める者」に改め、同号ハ中「会社の子会社」を「者の合算子法人等」に、「会社に」を「者に」に改め、同号ト中「イからハまで若しくはへに」を「次に」に、「第四項」を「第六項」に、「ニ若しくはホ」を「ホ若しくはへ」に改め、「掲げる者」の下に「（へに掲げる者にあっては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者に限る。(4)において同じ。）」を加え、「イからハまで又はへに掲げる会社」を「当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチに掲げる者」に改め、同号トに次のように加える。

(1)　当該同一人自身の子会社

(2)　当該同一人自身を子会社とする会社

(3)　(2)に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）

(4)　ホ又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（当該同一人自身及び(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

第七条第一項第一号トを同号リとし、同号ヘ中「ニ又はホ」を「ホ又はヘ」に、「会社（」を「法人等（」に、「ロに掲げる会社」を「イからへまでに掲げる者」に改め、「及び当該会社の子会社」を削り、同号ヘを同号トとし、その次に次のように加える。

チ　トに掲げる者の合算子法人等又は合算関連法人等（当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）

第七条第一項第一号ホ中「当該同一人自身を子会社とする会社」を「ロに掲げる者」に改め、「もの」の下に「（ロに掲げる者に該当するものを除く。）」を加え、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「の者」の下に「（国及び外国政府を除く。へ及び次号において同じ。）」を加え、「以下同じ」を「以下この条及び次条第一項第四号において同じ」に、「同項前段」を「法第二十四条第四項前段」に改め、「この条」の下に「及び同号」を、「もの」の下に「（ロに掲げる者に該当するものを除く。）」を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）

第七条第一項第二号イ中「以下この項及び第四項」を「ロ及び第六項」に改め、同号ロ中「会社に」を「者に」に改め、同条第十項中「第五十八条第三項」を「第五十八条第三項第一号」に、「法人に」を「ものに」に改め、同項第二号及び第三号中「該当する」を「掲げる」に改め、同項に次の二号を加える。

四　日本銀行

五　外国政府、外国の中央銀行又は国際機関で、主務大臣の定めるもの

第七条第十項を同条第十一項とし、同条第九項第一号から第五号までの規定中「又はその」を「又は農林中央金庫の」に改め、同項第六号中「理由に準ずる」を「もののほか、農林中央金庫及びその子会社等又は農林中央金庫の子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば農林中央金庫及びその子会社等若しくは農林中央金庫の子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがある」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項第五号中「理由に準ずる」を「もののほか、農林中央金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば農林中央金庫又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがある」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を削り、同条第六項中「次に掲げる」を「同一人（同条第一項本文に規定する同一人をいう。次項第四号及び第十項において同じ。）に対する」に、「の区分」を「とし、法第五十八条第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、百分の二十五」に改め、各号を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項中「又は出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項第一号ト」を「第一項第一号リ」に、「掲げる会社」を「掲げる者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が有する議決権及び前項の場合において会社又はその子会社が有する議決権」を「第一項、第二項第二号及び前項の議決権の割合を算定する場合」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号リ及び第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう。

一　他の法人等の財務及び事業の方針を決定する機関（以下この号及び次条第二項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として主務省令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この号及び次号において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二　子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三　前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）

3　第一項に規定する「合算関連法人等」とは、法人等（受信者連結基準法人等に限る。）又はその合算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（合算子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

第八条第一項第一号中「子会社」の下に「（法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する「親法人等」を「前項第三号に規定する「親法人等」に、「（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）」を「の意思決定機関」に、「、同項」に、「とは、親法人等」を「とは、同号に規定する親法人等」に、「子法人等又は」を「その子法人等又は当該親法人等の」に、「、その」を「、当該」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。ただし、第五条中長期信用銀行法施行令第五条第一項の表の改正規定、第六条中協同組合による金融事業に関する法律施行令第七条第一項第一号の改正規定及び第七条中労働金庫法施行令第七条第一項の表第三十七条第一項第一号の項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。